

サービス管理責任者の要件

1 サービス管理責任者について

表のサービス種類の事業者は、個別支援計画の策定やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員に対する技術指導及び助言等を行うサービス管理責任者の配置が必要です。

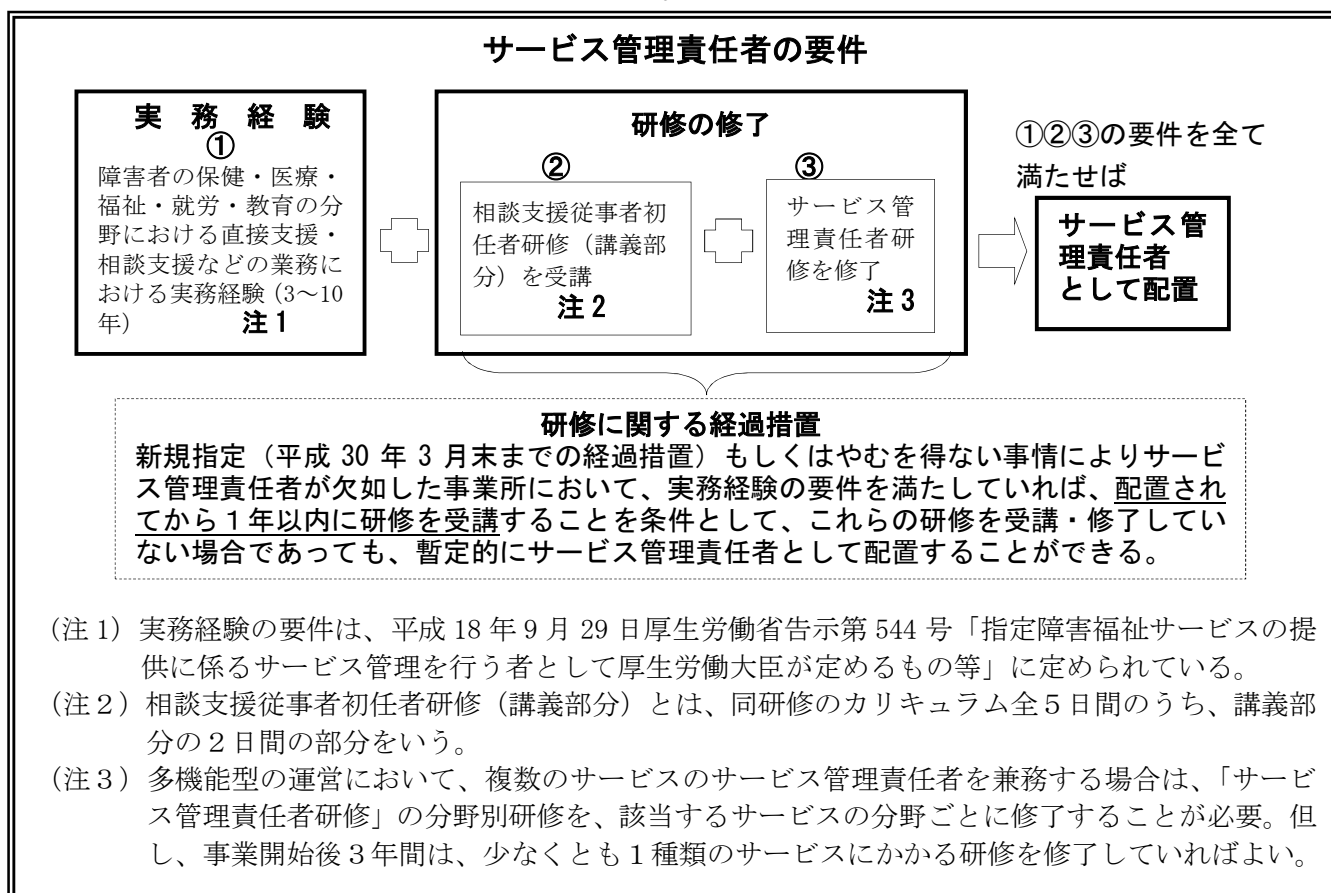
サービス管理責任者の配置が必要なサービス種類及び対応する研修分野

サービス種類	必要員数（1事業所あたり）	研修分野
療養介護	●利用者数が60人以下：1以上 ●利用者数が61人以上：利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤	介護
生活介護		地域生活（身体）
自立訓練（機能訓練）		就労
就労移行支援		
就労継続支援		
自立訓練（生活訓練）	●利用者数が30人以下：1以上 ●利用者数が31人以上：利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※常勤要件なし	地域生活（知的・精神）
共同生活援助		

※施設入所支援にかかるものは、介護分野に含む。

2 サービス管理責任者の要件

障害者（児）の支援に関する実務経験（経験の内容によって3年～10年）があり、かつ、「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を受講・修了することが要件となっている。



サービス管理責任者実務経験一覧表

※区分①と区分③の通算可

区分	業務内容	経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務 ア 施設等において相談支援業務に従事する者 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター イ 保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格（区分④の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者 ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者 オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5年以上
	② 直接支援業務 カ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者 ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務に従事する者 ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	10年以上
	③ 有資格 コ 区分②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分②に該当しない保育所に勤務した期間は、実務経験として日数算入不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
	④ 国家資格 サ 次のA及びBのいずれにも該当する者 A：区分①から③の実務経験を通算して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して3年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	

相談支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

サービス管理責任者の実務経験に関するQ & A

質 問	回 答
旧の小規模作業所の職員は、実務経験に含まれるのか。	市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。この場合の実務経験は「直接支援」となる。
社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が5年以上となっているが、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいか。	お見込みのとおり。 社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。
国家資格を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算3年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	相談支援業務又は直接支援業務の実務経験については、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。
実務経験の対象となる機関、施設として、老人福祉施設や児童相談所、市町村役場等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。	実経験一覧表に掲げられている機関や施設において、同表「区分①相談支援業務」及び「区分②直接支援業務」に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。
指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。	現に勤務する施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明する。 過去に別の施設等に勤務した経験がある場合は、当該施設等の長による証明書も併せて確認することとなる（ただし、現に勤務する施設等の長による証明のみで、実務経験を満たすことが明確である場合は、この限りでない）。 なお、過去に勤務した施設等が現存しない場合、研修申込に際しては、現所属の代表者が代わって証明することも可とする。ただし、指定申請の際は、出勤簿等別の記録により業務内容や勤務日数を県において確認する場合がある。 また、国家資格を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。
実務経験について、サービス管理責任者として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はないということによいか。	お見込みのとおり。 研修受講時に必ずしも実務経験の年数を満たしている必要はないが、応募多数により選考を行う場合は、サービス管理責任者として配置される時期及び実務経験年数を考慮して判断する。